

情報提供

那医発第 313 号
令和 7 年 9 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



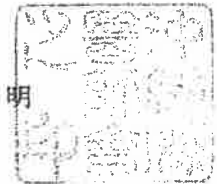
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 7 4 3 号
令 和 7 年 9 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する 補助事業の開始について（周知）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始についての通知となっております。

令和 7 年 8 月 26 日付、沖医発第 649 号「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」にて、お知らせした通り、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う（以下、「スマホ保険証」と略します）ための、補助事業の開始日について、追加情報がありました。

詳細は下記のとおりとなっております。

医療機関でスマホ保険証を読み取るには、既存の顔認証付きカードリーダーの他に、別途汎用カードリーダーの設置が必要となります（キャノン製の顔認証付きカードリーダーは、単体でスマホ保険証の読み取りが可能のため、汎用カードリーダーを設置いただく必要はありません）。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務では御座いません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

補 助 事 業 開 始 日：8 月 29 日（金）

手 順 等 詳 細：医療機関等向け総合ポータルサイトより案内
<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

導入における補助の概要：医療機関等向け総合ポータルサイト 外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について③（導入に係る補助の概要）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330

- スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）
（令和 7 年 8 月 26 日（日医発第 863 号）（情シ）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 863 号（情シ）（保険）

令和 7 年 8 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

（公印省略）

スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する
補助事業の開始について（周知）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日医発第 782 号（情シ）（保険）「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」（令和 7 年 8 月 8 日）にて、お知らせした通り、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う（以下、「スマホ保険証」と略します）ための、補助事業の開始日について、追加情報が参りましたのでお知らせいたします。

■補助事業開始日：8 月 29 日（金）

■手順等詳細：同日（8/29）に医療機関等向け総合ポータルサイトより案内

■導入に係る補助の概要：医療機関等向け総合ポータルサイト 外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について③（導入に係る補助の概要）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330

■スマホ保険証に関する問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

医療機関でスマホ保険証を読み取るには、既存の顔認証付きカードリーダーの他に、別途汎用カードリーダーの設置が必要となります（キヤノン製の顔認証付きカードリーダーは、単体でスマホ保険証の読み取りが可能なため、汎用カードリーダーを設置いただく必要はありません）。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務ではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、必要に応じて、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・事務連絡：スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 25 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助については、「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」（令和 8 年 8 月 7 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、実際の汎用カードリーダー等の購入等の詳細は追ってご連絡することとしていたところです。

今般、保険医療機関・薬局が専用のクーポンを使用し、補助相当額を割り引いた価格で汎用カードリーダー等を購入することができる補助事業を **8 月 29 日（金）より開始**します。補助の内容については、別添のとおりです。また、補助事業を利用した購入は、アマゾンジャパン合同会社が運営する Amazon ビジネスの専用ページで可能となりますが、事前にアマゾンビジネスのアカウント登録と医療機関等向け総合ポータルサイトにてクーポンコードを取得が必要となります。詳細は、同日に医療機関等向け総合ポータルサイトよりご案内しますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、スマートフォンのマイナ保険証対応に係る費用補助につきまして、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考）医療機関等におけるスマホ対応の導入に係る概要については、医療機関等向け総合ポータルサイトの以下のページを御参照ください。

・導入に係る補助の概要：https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330

以上

(別添)

	補助率	補助限度額
病院	1 / 2	2.1 万円 (事業上限額 4.2 万円)
診療所・薬局		0.7 万円 (事業上限額 1.4 万円)

※汎用カードリーダーへの補助は、病院は3台まで、診療所・薬局は1台

クーポンコードは、病院で最大3つ、診療所または薬局で1つ発行可能。
1つのクーポンコードで、汎用カードリーダーに加え、資格確認端末との接続に当たって必要となる場合にはUSBハブやUSB延長ケーブルも1点ずつ費用補助を受けることが可能。